

国民健康保険に加入するとき やめるときは届け出が必要です

国民健康保険に加入する

とき、やめるときは、14日以内に保険年金課またはさしま窓口センターに届け出をお願いします。(届け出には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。)

国民健康保険 加入の手続きが必要な場合

- 職場の健康保険などをやめたとき(社会保険喪失証明書などをお持ちください)
- 他の市町村から転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなつたとき

届け出が遅れると…

- 保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって納付することになります。
- 被保険者証がない間の医療費はやむを得ない場合を除

き全額自己負担になります。

国民健康保険 脱退の手続きが必要な場合

- 職場の健康保険などに加入したとき(職場の健康保険証をお持ちください)
- 他の市町村へ転出するとき(学生の場合はお申し出ください)
- 死亡したとき
- 後期高齢者医療制度の対象となつたとき

届け出が遅れると…

資格を喪失した後に国民健康保険の被保険者証を使って診療を受けた分の医療費(国民健康保険負担分)は、後で返還していただくこととなります。



問 保険年金課

☎ 02097(21)2187

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日)に納められた保険料の全額です(令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
① 令和3年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
② 令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます)

なお、ご家族(配偶者やお子さんなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう!

問 ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎ 0570(003)004
※ 050 から始まる電話の場合は、☎ 03(6630)2525